

「軍部」独走解明は国会の責務

9/10
2014

訪米記録での河野統幕長の発言

- (戦争法案は)2015年の夏までに終了する。集団的自衛権の行使が可能となった場合、米軍と自衛隊の協力は深化
- 安倍政権下で防衛費は増加傾向。陸自はV22オスプレイ、AAV7を導入。
- シブチは海賊対処のみならず他の活動の拠点にしたい。米アフリカ軍 (AFRICO M) 司令部に自衛官を常駐させる。
- 普天間移設問題は地方の問題ではなく国の問題。政権は立場を変えない。
- 辺野古移転、キャンプハンセン、キャンプシュワブの共同使用が実現すれば米海兵隊と陸自の協力が一層深化。



記者会見する井上哲士参院議員(左)と仁比聡平参院議員(8日、国会内)

河野統幕長の招致は不可欠

戦争法案審議

米との関係たてに拒否

日本共産党の進及明らかになってきた自衛隊統合幕僚監部や幕僚長の独走。日米同盟を憲法の上に置き、アメリカの起こす戦争に自衛隊が世界中で参戦・協力する戦争法案審議の中で、「軍部」が独走してこれを先取りするという深刻な事態です。統合幕僚長の国会招致による実態と責任の解明は法案審議のうえを避けられない問題です。

日本共産党の仁比聡平参院議員が(2日) 産党が編纂した内部文書とした河野克俊・統合幕僚長の訪米記録について、調査を約束した防衛省は、調査の結果「同一のものとは確認できなかった」と報告(8日)し、明らかになるというの訪米記録の存在について、河野統幕長自身は、

「資料は確認中。発言の内容は差し控える」(3日、記者会見)と否定も、府あけて、統幕長を招致し、

国民・国会無視 鮮明に

日本共産党の小池晃議員が(8日)し、戦争法案の関係を詳細に解説したものです。

新ガイドライン(白米軍事力の指針)については、戦争法案の「成立を待つ必要がある」ものがあるとしています。戦争法案で、集団的自衛権行使の根拠となる「存立危機事態」を創設することや、米軍防護のための自衛隊法改定などを例示。戦争法案が、ガイドラインを執行するための法制であることが露骨に示されました。南シナ海での日米の共同監視活動で、米軍防護のための共同の交戦規定の策定を進めるとしています。

仁比議員が編纂した河野統幕長の訪米会議記録では、河野氏がワシントン米国防副長官との会談(昨年12月18日)で、「現在検討中である法制(戦争法案)をガイドラインの見直し作業と同視する必要がある」と(設定)延期となったと認

肯定もしない態度です。中谷元・防衛相も、昨年12月24日に防衛相就任後、河野氏から訪米の事実について報告を受けた(2日)仁比議員の進及を受けた後も、河野氏本人に対しては内部文書の内容について「確認していない」(4日)としています。

い、事実の解明を回避していることになりま

無視の実力組織の暴走は、本来なら与野党問わず国会で究明すべき重大問題です。

しかし、これをなんら問題視しないどころか、憲法を無視して自衛隊の権限を拡大し、法の「歯止め」を破壊してきたのが、安倍晋三首相の中谷防衛相です。

憲法否定の安倍政権の姿勢 暴走を許す土壌に

民主主義政治の下で主権者・国民の代表である国会と政治家による統制を最も厳しく受け入るべき立場にある実力組織・自衛隊トップが、憲法違反の法案成立時期をいち早く米軍に約束する。

内部文書が示した二重の会談記録は、戦争法案の動きと軌を一にして、自衛隊上層部が文民統制(シブチアンコントロール)と政治的中立の大原則も、国民の意思も踏み

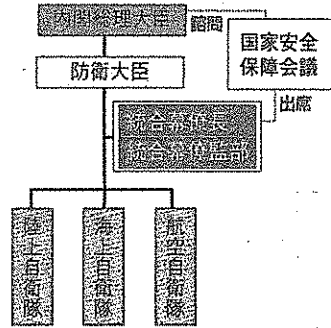
に於いて、米軍にすり寄る実態を白日の下にさらしました。

職務越えて、自衛隊の下で陸海空自衛隊の部隊運用に関する指揮命令のすべてを束ねる、自衛官の最高位置で示し、沖野知事選において米側の「協力」に感謝するさまは、公務員の政治的中立性から大きく逸脱しています。

オスプレイの安全性を問題視するのが一部の活動家だけとの発言も、自治体ぐるみで配備に反対してきた国民運動がありながら、明らかに誤った事実を伝えるもので、民意を踏みつぶすも同然です。

問題視せず、このように国民・国会を無視するに、法案審議を進めるなど到底許され

部隊運用の権限が集中する統合幕僚長



問題視せず、このように国民・国会を無視するに、法案審議を進めるなど到底許され